

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等請求書①（通常請求用）

厚生労働大臣 殿
下記のとおり、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律による給付金の支給を請求します。

年 月 日 請求者氏名

1. 請求者の情報

フリガナ			生年月日
請求者氏名			(明治・大正・昭和・平成・令和) 年 月 日生
フリガナ			
請求者住所又は居所	〒 - 電話番号 ()		

※万一、請求者の方が本給付金等の支給の権利の認定・不認定の通知がなされるまでに死亡した場合には、本請求書による請求は無効となります。なお、当該場合には、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律第3条第2項及び第3項に基づき遺族の方（本請求の請求者を除く。）が御自身の名前で改めて請求を行っていただくことになります。

2. 被災者の情報

フリガナ			生年月日
被災者氏名			(明治・大正・昭和・平成) 年 月 日生
被災者がお亡くなりになっている場合	請求者の被災者との続柄	請求者より先順位の遺族の有無	
		☐ 無 ☐ 有（遺族氏名： ）	
労働者災害補償保険法による保険給付の支給決定状況 ※石綿による健康被害の救済に関する法律による 特別遺族給付金の支給決定状況を含む		☐ 支給決定あり ☐ 不支給決定あり ☐ 請求予定又は請求中 ☐ 請求予定なし	
(支給決定ありまたは不支給決定ありの場合)			
決定年月日 (支給・不支給)	年 月 日	決定した 労働基準監督署長	労働基準監督署長
石綿による健康被害の救済に関する法律による 救済給付の支給決定状況		☐ 支給決定あり ☐ 不支給決定あり ☐ 請求予定又は請求中 ☐ 請求予定なし	
(支給決定ありまたは不支給決定ありの場合)			
決定年月日 (支給・不支給)	年 月 日	認定を受けた 疾病	☐ 中皮腫 ☐ 肺がん ☐ 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 ☐ 著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺

3. 請求に関する情報

（通）－様式 1－2）

請求する区分 【 】		※以下の①～⑦から該当するものを記載	
①石綿肺管理 2（相当を含む）でじん肺法所定の合併症なし ②石綿肺管理 2（相当を含む）でじん肺法所定の合併症あり ③石綿肺管理 3（相当を含む）でじん肺法所定の合併症なし ④石綿肺管理 3（相当を含む）でじん肺法所定の合併症あり ⑤以下のいずれか（該当するものを選択） ☐中皮腫 ☐肺がん ☐著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 ☐石綿肺管理 4（相当を含む） ☐良性石綿胸水 ⑥以下のいずれかを原因として死亡（該当するものを選択） ☐石綿肺管理 2（相当を含む）でじん肺法所定の合併症なし ☐石綿肺管理 3（相当を含む）でじん肺法所定の合併症なし ⑦以下のいずれかを原因として死亡（該当するものを選択） ☐石綿肺管理 2（相当を含む）でじん肺法所定の合併症あり ☐石綿肺管理 3（相当を含む）でじん肺法所定の合併症あり ☐中皮腫 ☐肺がん ☐著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 ☐石綿肺管理 4（相当を含む） ☐良性石綿胸水			
(請求する区分が⑥または⑦の場合)			
死亡年月日	(昭和・平成・令和)	年	月 日
		備考（請求期限）※記載不要	
(請求する区分が①～⑤の場合)			
請求する疾病にかかったと 医師に診断された日	(昭和・平成・令和)	年	月 日
		備考（請求期限）※記載不要	
(全ての請求区分)			
じん肺管理区分決定の有無	☐ 有 ☐ 無	合併症の有無	☐ 有（疾病名： ） ☐ 無
じん肺管理区分決定年月日 ※じん肺管理区分決定がない場合には、 請求する区分の管理区分に相当する旨の 医師の診断日	(昭和・平成・令和)	年	月 日
		備考（請求期限）※記載不要	
(請求する区分が⑤又は⑦で肺がんを選択した場合)			
被災者の喫煙の習慣の有無	☐ 無 ☐ 有（喫煙 1 日平均 本、喫煙期間 年 月～ 年 月）		

（次のページにお進み下さい）

（注意）故意に虚偽の内容を記載する等の不正の手段により給付金の支給を受けた場合には、不正に受給した金額の返還を行う必要があります。また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。

4. 損害賠償金、和解金、補償金等の受取状況

(通) - 様式 1 - 3)

※名称の如何を問わず本請求と同一の原因に基づく損害賠償金や和解金、補償金等の請求や受領を行っている、又は、行ったことがある方は記入して下さい。

国に対する訴訟情報	提訴裁判所名		事件番号		原告番号	
企業等に対する請求情報	請求先の商号、名称又は氏名		請求額		円	
	※現時点で請求中又は訴訟係属中の損害賠償金や和解金、補償金等について記載して下さい。					
企業等からの受取情報 ※既に支払を受けた損害賠償金 や和解金、補償金について 記載して下さい。	支払者の商号、名称又は氏名		受領額		円	
	受領した者の氏名		被災者との続柄			
	受領日		年	月	日	
	(受領額の内訳※内訳がある場合記載して下さい。)					
	元本	円	遅延損害金	円	弁護士費用その他	円

5. 振込を希望する金融口座（※請求者本人名義の口座をご指定下さい。）

フリガナ		金融機関コード
金融機関名	銀行 ・ 信用金庫 その他 ()	
フリガナ		支店コード
支店名	本店 ・ 支店 支所 ・ 出張所	
口座番号		預金種目 普通 ・ 当座 ・ 貯蓄
フリガナ		
口座名義		

※フリガナは、濁点・半濁点も1文字として記載して下さい。

6. 個人情報の取扱い

本請求書に記載された情報、請求者から提出された本請求に関する資料及び行政機関が保有する本請求に関する資料等の情報について、被災者の方が本請求の認定要件に合致するかなどを確認するために、医療機関、被災者の方がお勤めの企業（かつてお勤めであった企業を含みます。）などに、審査・認定に必要な限度で提供する場合があります。

☐ 上記について同意します。

☐ 上記について同意しません。

※同意いただけない場合には、認定要件に合致することが確認できないなどの影響が出る場合があります。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
			() -

[中皮腫用]

診 断 (意 見) 書

患者の氏名 ・ 生年月日		(年 月 日生)		疾 病 名			
初診年月日		年 月 日		治 療 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日	
主訴及び症状所見							
診断	病理検査	☐ 有・ ☐ 無	☐ 組織診(☐ 生検 ☐ 剖検) 年 月 日実施		☐ 細胞診(☐ 喀痰 ☐ 胸水) 年 月 日実施		
	組 織 型	☐ 上皮型 ☐ 肉腫型 ☐ 二相型 ☐ その他()					
	画像診断	[診断根拠] ☐ X線写真 ☐ CT画像 ☐ MRI ☐ その他()					
	病理診断	[診断根拠] ☐ 体腔液細胞診 ☐ 経皮穿刺生検 ☐ 内視鏡下生検 ☐ 手術 ☐ 剖検 ☐ その他() ☐ 免疫組織化学的染色検査(抗体)					
	他の悪性腫瘍を否定する所見						
胸膜ブランクの所見		☐ 有・ ☐ 無	[検査等の種類] ☐ X線写真 ☐ CT画像 ☐ 胸腔鏡 ☐ 手術 ☐ 剖検 [範囲・程度]				
石綿小体・石綿繊維の所見		☐ 有・ ☐ 無 ☐ 計測等未実施	・石綿小体 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 計測等未実施 ・石綿繊維 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 計測等未実施 [有の場合は以下に記入] 計測等実施機関 乾燥肺重量1g当たり 石綿小体 本 [検体採取場所] ☐ 上葉 ☐ 中葉 ☐ 下葉 標準的な方法 ^(注) による計測でない場合は具体的な方法: 気管支肺胞洗浄液1ml中 石綿小体 本 肺組織切片中 ☐ 有 (石綿小体 本 石綿繊維 本) ☐ 無				
石綿肺の所見		☐ 有・ ☐ 無	[所見の内容]				
既往症・基礎疾患							
患者の石綿ばく露歴と発症(死亡)との因果関係に関する意見							
その他参考となる事項							

(注)独立行政法人労働者健康福祉機構・同環境再生保全機構発行の「石綿小体計測マニュアル(第2版)」に示された方法

※ 根拠となった資料の写しを添付してください。

添付資料	☐ 診療録 ☐ 病理検査記録 ☐ 臨床検査結果 ☐ X線写真 ☐ CT画像 ☐ その他()
------	--

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

病院
診療所

医師氏名

印

[肺がん用]

診 断 (意 見) 書

患者の氏名 ・ 生年月日		(年 月 日生)		疾 病 名			
初診年月日		年 月 日		治 療 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日	
主訴及び症状所見							
診断	病理検査	☐ 有 ☐ 無	☐ 組織診(☐ 生検 ☐ 剖検) 年 月 日実施 ☐ 細胞診(☐ 喀痰 ☐ 胸水) 年 月 日実施				
	組 織 型	☐ 扁平上皮がん ☐ 腺がん ☐ 小細胞がん ☐ 大細胞がん					
	原 発 性	☐ 肯 ☐ 否	[鑑別根拠]				
胸膜プラーク の所見		☐ 有 ☐ 無	[検査等の種類] ☐ X線写真 ☐ CT画像 ☐ 胸腔鏡 ☐ 手術 ☐ 剖検				
			[有の場合はその程度]				
			☐ 胸部正面エックス線写真により胸膜プラークと判断できる明らかな陰影が認められ、かつ、胸部CT画像により当該陰影が胸膜プラークとして確認されるもの ^(注1) ☐ 胸部CT画像上で胸膜プラークを認め、左右いずれか1側の胸部CT画像上、胸膜プラークが最も広範囲に描出されたスライスで、その広がり胸壁内側の1/4以上のもの ☐ 上記には該当しない胸膜プラーク				
石綿小体・ 石綿繊維 の所見		☐ 有 ☐ 無 ☐ 計測等 未実施	・石綿小体 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 計測等未実施 ・石綿繊維 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 計測等未実施				
			[有の場合は以下に記入]				
			計測等実施機関 乾燥肺重量1g当たり 石綿小体 本 [検体採取場所] ☐ 上葉 ☐ 中葉 ☐ 下葉 標準的な方法 ^(注2) による計測でない場合は具体的な方法: 気管支肺胞洗浄液1ml中 石綿小体 本 肺組織切片中 ☐ 有 (石綿小体 本 石綿繊維 本) ☐ 無				
石綿肺の所見		☐ 有 ☐ 無	[所見の内容]				
びまん性胸膜肥厚の 併発		☐ 有 ☐ 無	[所見の内容]				
既往症・基礎疾患							
患者の石綿ばく露歴 と発症(死亡)との因 果関係に関する意見							
その他参考 となる事項							

(注1) 胸膜プラークと判断できる明らかな陰影とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ・両側又は片側の横隔膜に、太い線状又は斑状の石灰化陰影が認められ、肋横角の消失を伴わないもの
- ・両側側胸壁の第6から第10肋骨内側に、石灰化の有無を問わず非対称性の限局性胸膜肥厚陰影が認められ、肋横角の消失を伴わないもの

(注2) 独立行政法人労働者健康福祉機構・同環境再生保全機構発行の「石綿小体計測マニュアル(第2版)」に示された方法

※ 根拠となった資料の写しを添付してください。

添付資料	☐ 診療録 ☐ 病理検査記録 ☐ 臨床検査結果 ☐ X線写真 ☐ CT画像 ☐ その他()
------	--

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

病院
診療所

医師氏名

印

[石綿肺用]

診 断 (意 見) 書

患者の氏名 ・ 生年月日			(年 月 日生)		疾 病 名												
初診年月日			年 月 日		治 療 期 間		年 月 日 ~ 年 月 日										
主訴及び症状所見																	
診 断	放射線画像による検査	胸部エックス線写真による検査	☐ 有・ ☐ 無 ☐ 未検査			4. エックス線写真の像 イ. 小陰影の区分(0/- 0/0 0/1 1/0 1/1 1/2 2/1 2/2 2/3 3/2 3/3 3/+) <table><tr><td>像</td><td>区分</td><td>タイプ</td></tr><tr><td>粒状影</td><td>/</td><td>p q r</td></tr><tr><td>不整型陰影</td><td>/</td><td></td></tr></table> ロ. 大陰影の区分 (A B C) ハ. 付加記載事項 (pl plc co bu ca cv em es px tb) ニ. 胸膜プラーク(右 左)			像	区分	タイプ	粒状影	/	p q r	不整型陰影	/	
		像	区分	タイプ													
		粒状影	/	p q r													
不整型陰影	/																
胸部CT画像による検査	☐ 有・ ☐ 無 ☐ 未検査	1. 撮影年月日 年 月 日 2. 写真番号 3. 撮影条件 KV mAs 増感紙		2. その他の所見													
石綿肺の所見	☐ 有・ ☐ 無	[所見の内容]															
			放射線画像上、初めて石綿肺所見を認めた時期		年 月 頃												
			石綿肺の確定診断年月日		年 月 日												
肺機能検査	☐ 有・ ☐ 無 ☐ 未検査	1.身 長 _____ m 2.満 年 齢 _____ 歳 3.1秒量予測値 _____ l 4.肺活量予測値 _____ l															
		呼吸機能検査実施年月日 年 月 日検査				動脈血ガス測定検査の有無 ☐ 有 ☐ 無 (年 月 日検査)											
		肺 活 量 _____ l 努 力 肺 活 量 _____ l 1 秒 量 _____ l 1 秒 率 . % % 1 秒 量 . % % 肺 活 量 . %				採 血 の 部 位 _____ 採血から分析終了までの時間 _____ 分 酸 素 分 圧 _____ Torr 炭 酸 ガ ス 分 圧 _____ Torr 肺 胞 気 動 脈 血 酸 素 分 圧 較 差 . Torr											
		判定 F (- + ++)															
		※1 スパイロメリー検査及びフローボリューム曲線検査については、最低3回以上実施した上で、最良の検査結果を記載してください。 ※2 これらの検査結果が記録されたグラフ、検査結果報告書を添付してください(必須)。															

[びまん性胸膜肥厚用]

診 断 (意 見) 書

患者の氏名 ・ 生年月日		(年 月 日生)		疾 病 名			
初診年月日		年 月 日		治 療 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日	
主訴及び症状所見							
診断	壁側胸膜との ゆ着の有無及 び範囲・程度	☐ 有 ・ ☐ 無	右側胸膜 [肋横角の消失] ☐ 有 ☐ 無 [広がり] ☐ 1/4未満 ☐ 1/4以上 1/2未満 ☐ 1/2以上 左側胸膜 [肋横角の消失] ☐ 有 ☐ 無 [広がり] ☐ 1/4未満 ☐ 1/4以上 1/2未満 ☐ 1/2以上 <検査等の種類> ☐ X線写真 ☐ CT画像 ☐ その他()				
	鑑別診断 の実施等	感染症(細菌性膿胸、結核性胸膜炎)、膠原病(リウマチ性胸膜炎ほか)、薬剤性線維性胸膜炎等との鑑別診断の有無 (☐ 有 ☐ 無) [鑑別根拠の内容]					
石綿肺の所見		☐ 有 ・ ☐ 無	[所見の内容]				
胸膜プラーク の所見		☐ 有 ・ ☐ 無	[検査等の種類] ☐ X線写真 ☐ CT画像 ☐ 胸腔鏡 ☐ 手術 ☐ 剖検 [範囲・程度]				
石綿小体・ 石綿繊維 の所見		☐ 有 ・ ☐ 無 ☐ 計測等 未実施	・石綿小体 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 計測等未実施 ・石綿繊維 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 計測等未実施 [有の場合は以下に記入] 計測等実施機関 乾燥肺重量1g当たり 石綿小体 本 [検体採取場所] ☐ 上葉 ☐ 中葉 ☐ 下葉 標準的な方法 ^(注) による計測でない場合は具体的な方法: 気管支肺胞洗浄液1ml中 石綿小体 本 肺組織切片中 ☐ 有 (石綿小体 本 石綿繊維 本) ☐ 無				
呼吸機能障害		☐ 有 ・ ☐ 無 ☐ 未検査	呼吸機能検査実施年月日 年 月 日検査 [%肺活量: %] ・ [1秒率: %] ・ [%1秒量: %] 動脈血ガス測定検査の有無 ☐ 有 ☐ 無 (年 月 日検査) [PaO ₂ : Torr] ・ [AaDO ₂ : Torr] ※1 スパイロメトリー検査及びフローボリューム曲線検査については、最低3回以上実施した上で、最良の検査結果を記載してください。 ※2 これらの検査結果が記録されたグラフ、検査結果報告書を添付してください(必須)。				
療養の必要性		☐ 投薬 ☐ 在宅酸素療法 ☐ その他()					
既往症・基礎疾患							
患者の石綿ばく露歴 と発症(死亡)との因 果関係に関する意見							
その他参考 となる事項							

(注)独立行政法人労働者健康福祉機構・同環境再生保全機構発行の「石綿小体計測マニュアル(第2版)」に示された方法

※ 根拠となった資料の写しを添付してください。

添付資料	☐ 診療録 ☐ 病理検査記録 ☐ 臨床検査結果 ☐ X線写真 ☐ CT画像 ☐ その他()
------	--

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

 病院
診療所
医師氏名

印

[良性石綿胸水用]

診 断 (意 見) 書

患者の氏名 ・ 生年月日		(年 月 日生)	疾 病 名		
初診年月日		年 月 日	治 療 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日
主訴及び症状所見					
診断	胸水確認 の経過等	・今回の胸水の出現 (☐ 初回 ・ 回目) ・今回の胸水継続期間 ケ月 ・最初の胸水出現からの経過年数 年 ケ月 <検査の種類> ☐ X線写真 ☐ CT画像 ☐ 胸水穿刺 ☐ その他()			
	除外診断 の実施等	悪性腫瘍・結核性胸膜炎・リウマチ性胸膜炎等との除外診断の有無 ☐ 有 ☐ 無 [鑑別根拠の内容]			
石綿肺の所見		☐ 有 ・ ☐ 無	[所見の内容]		
胸膜プラーク の所見		☐ 有 ・ ☐ 無	[検査等の種類] ☐ X線写真 ☐ CT画像 ☐ 胸腔鏡 ☐ 手術 ☐ 剖検 [範囲・程度]		
石綿小体・ 石綿繊維 の所見		☐ 有 ・ ☐ 無 ☐ 計測等 未実施	・石綿小体 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 計測等未実施 ・石綿繊維 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 計測等未実施 [有の場合は以下に記入] 計測等実施機関 乾燥肺重量1g当たり 石綿小体 本 [検体採取場所] ☐ 上葉 ☐ 中葉 ☐ 下葉 標準的な方法 ^(注) による計測でない場合は具体的な方法: 気管支肺胞洗浄液1ml中 石綿小体 本 肺組織切片中 ☐ 有 (石綿小体 本 石綿繊維 本) ☐ 無		
呼吸機能障害		☐ 有 ・ ☐ 無 ☐ 未検査	呼吸機能検査実施年月日 年 月 日検査 [%肺活量: %] ・ [1秒率: %] ・ [%1秒量: %] 動脈血ガス測定検査の有無 ☐ 有 ☐ 無 (年 月 日検査) [PaO ₂ : Torr] ・ [AaDO ₂ : Torr]		
療養の内容		☐ 投薬 ☐ 在宅酸素療法 ☐ その他()			
既往症・基礎疾患					
患者の石綿ばく露歴 と発症(死亡)との因果 関係に関する意見					
その他参考 となる事項					

(注)独立行政法人労働者健康福祉機構・同環境再生保全機構発行の「石綿小体計測マニュアル(第2版)」に示された方法

※ 根拠となった資料の写しを添付してください。

添付資料	☐ 診療録 ☐ 病理検査記録 ☐ 臨床検査結果 ☐ X線写真 ☐ CT画像 ☐ その他()
------	--

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

病院
診療所

医師氏名

印

就 業 歴 等 申 告 書 (通常請求用)

就業歴（石綿ばく露作業従事期間がないものも含む）について記載して下さい。

フリガナ		生年月日		罹患した疾病名		1 枚目 / 枚 中	
被 災 者 氏 名		年 月 日		□ 中皮腫 □ 肺がん □ 石綿肺 □ 良性石綿胸水 □ 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚			
事業場名		全在籍期間		石綿ばく露作業従事期間		屋内 作業 (※)	
番号							
1		年 月 年 月	年 月 年 月	年 月 年 月	年 月 年 月	年 月 年 月	
2		年 月 年 月	年 月 年 月	年 月 年 月	年 月 年 月	年 月 年 月	
3		年 月 年 月	年 月 年 月	年 月 年 月	年 月 年 月	年 月 年 月	
4		年 月 年 月	年 月 年 月	年 月 年 月	年 月 年 月	年 月 年 月	
5		年 月 年 月	年 月 年 月	年 月 年 月	年 月 年 月	年 月 年 月	
就業期間・石綿ばく露作業従事期間の詳細については（通－様式3別紙）のとおり・別紙 枚		小計①		小計②		続紙 小計②	

小計①と②の合計
※続紙がない場合は、小計①の値を転記して下さい。

年 月 年 月

(※) 吹付作業、屋内作業に該当する場合には、それぞれの欄に○印等のチェックを付けて下さい。

記載枠が不足する場合には、本紙のコピーもしくは続紙に御記載の上、添付して下さい。

(厚生労働省使用欄) ※記入不要

①昭和47年10月1日～昭和50年9月30日までの吹付作業期間合計	年 月 年 月	短期	該当
②昭和50年10月1日～平成16年9月30日までの屋内作業期間合計	年 月 年 月	長期	該当
①、②の合計	年 月 年 月	短期	該当

枚目／枚中

小計①との合計を1枚目の
小計①と②の合計欄に記入して下さい。

(※) 吹付作業、屋内作業に該当する場合には、それぞれの欄に○印等のチェックを付けて下さい。

就業歴の詳細について記載し、記載内容については（元）同僚などから証明を受けて下さい。

※石綿ばく露作業従事期間がない就業歴については、本別紙の記載は不要です。

就業歴番号		※就業歴等申告書（通-様式3及び続紙）に記載した就業歴のうち、該当するものの番号を御記入下さい。			
事業場名・所在地 事業概要・雇用等形態	全在籍期間	石綿ばく露作業 従事期間	石綿ばく露作業の 職種・種類・頻度	石綿ばく露の状況 （作業の具体的内容・取扱建材等）	備考
(事業場名)			職種	どのような作業（下記「石綿ばく露作業の種類」参照）を、どこ（建設現場内の作業箇所（屋内、屋外））で、どのような建築材料等（雇用のスレート材など）を用いて行っていた際に、どのような状況（石綿材を切断した際に飛散した粉じんを吸ったなど）で石綿にばく露したかを具体的に記載して下さい。	
(所在地)	年 月 年 月	年 月 ～ 年 月	種類 下記のア～キから選択。力及びキの場合は具体的な内容を備考欄に記載。		
(事業概要)	～ 年 月 ～ 年 月	（ 年 ヶ月間）	頻度		次の①、②について該当するものに○を付けて下さい。 ①吹付作業の有無：有・無 ②作業箇所の屋内・屋外の別（※）：屋内・屋外
(雇用等形態) ☐ 労働者 ☐ 一人親方 ☐ 中小事業主 ☐ その他（ ）					

※屋根を有し、周囲の半分以上が外壁等しゃへい物に囲まれ、外気の流入が妨げられることにより、石綿粉じんが滞留するおそれがあるのは屋内と見なします。

（石綿ばく露作業の種類）

- ア 石綿の吹付の作業 イ 石綿が使用されている保温剤、耐火被覆材等の張付け、補修若しくは除去の作業 ウ 石綿製品の切断等の加工作業
エ 石綿製品が被覆材又は建材として用いられている（石綿が吹き付けられたものを除く）建築物、工作物の補修又は解体、破砕等の作業
オ 石綿が吹き付けられた建築物、工作物の補修又は解体、破砕等の作業 カ 上記作業の周辺で間接的なばく露を受ける作業 キ その他の作業

（証明者欄）

上記のとおり相違ありません。

証 明 者 被 災 者 と の 関 係 事 業 主 ・ 同 僚 ・ そ の 他 （ ）

住 所 ・ 所 在 地 :

電 話 番 号 :

役 職 ・ 氏 名 :

※証明者欄について事業主等からの協力が得られなかった場合は、証明者欄の役職・氏名欄に「事業主等の協力を得られない」旨及びその背景となる事情・理由（事業場の倒産、事業主等と連絡がとれない等）を記入して提出して下さい。なお、厚生労働省から、事業主等に連絡をさせていただく場合があります。

請求書添付書類等一覧表
(特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等 通常請求用)

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金の請求に関して、下記の請求書及び添付書類を提出して下さい。

請求者情報	フリガナ		生年月日	
	氏名			
	住所			
	請求 年月日			

※ 各添付書類の左上に書類番号を記載して下さい（順不同）。

※ 添付している書類欄に☑するとともに、書類番号を記入して下さい。

書類番号	書類の種類	☑	備考
1. 基礎資料			
	①請求書	☐	【必須】 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等請求書①（通-様式1）を記載し、提出して下さい。
	①-2 委任状 又は成年後見人等であることを 証明する書類等	☐	【原則不要】 請求者本人以外の方が①の請求書を記載する場合は、委任状又は成年後見人等であることを証明する書類、及び代理人又は成年後見人等の本人確認資料を必ず添付して下さい。 ※社会保険労務士が作成・提出・事務代理を行う場合には不要です。
2. 添付資料			
(1) 請求者のご本人確認に必要な書類【必須】			
	②住民票の写し等 (請求者の氏名・生年月日・住所を 確認できる書類)	☐	原則、住民票の写しを添付して下さい。 ※1 婚姻や国籍変更などで提出書類に複数の氏名表記がある場合には住民票の写しに併せて戸籍抄本または戸籍記載事項証明書のいずれかを添付して下さい。 ※2 請求者の方が外国人の場合で住民票の写しが用意できない場合には、旅券、その他の身分を証明する書類の写しを添付して下さい。
(2) 請求者が被災者の遺族である場合（被災者の方がお亡くなりになっている場合）に必要な書類			
	③戸籍謄本等	☐	【必須】 請求者と被災者との身分関係や請求者以外に給付金を受け取ることができる遺族の有無を確認するため、戸籍謄本等の資料を添付して下さい。
	④死亡届の記載事項証明書 (死亡の事実や死亡の原因が 確認できる書類)	☐	【必須】 死亡診断書または死体検案書もしくは検視調書記載事項についての市町村長の証明書等を添付して下さい。
	⑤事実婚の場合はそれを証明する書類	☐	【原則不要】 住民票（続柄に「妻（未婚）」等と表示されているもの）の写し、民生委員発行の事実婚証明書などの事実上婚姻関係と同様の事情にあることが確認できる資料を添付して下さい。

(次のページにお進み下さい)

(3) 被災者の方に労災保険給付・石綿救済法の特別遺族給付金の支給・不支給決定、 石綿救済法の救済給付の認定・不認定又はじん肺管理区分決定がある場合に必要書類【原則不要】			
	⑥支給決定等を受けた事実がわかる資料	☐	各制度の支給決定や認定等がある場合には労災保険給付・石綿救済法の特別遺族給付金の支給・不支給決定に係る「支給決定通知書」や石綿救済法の救済給付に関する「認定等の結果通知」、じん肺法に基づく「じん肺管理区分決定通知書」などの写しを添付して下さい。
(4) 被災者の方の就業歴及び石綿ばく露作業への従事を証明する資料【必須】			
	⑦被災者の方の就業歴 ・石綿ばく露作業歴のわかる資料	☐	就業歴等申告書(通-様式3及び続紙)及び別紙(通-様式3別紙)を記載し、添付して下さい。 また、被保険者記録照会回答票(年金の加入履歴)などの就業歴や作業歴が確認できる資料を添付して下さい。 中小事業主等・一人親方等の期間を有する場合には、当該事実が確認できる資料(特別加入承認通知書、労働者名簿等)があれば添付して下さい。
(5) 請求する区分の石綿関連疾病に罹患していることを証明する資料【原則必要】 <u>※請求する区分の疾病が労災保険給付・石綿救済法の特別遺族給付金の支給決定 または石綿救済法の救済給付の認定を受けている石綿関連疾病と同様の場合には不要です。</u>			
	⑧石綿関連疾病への罹患がわかる資料	☐	診断(意見)書(疾病により共-様式1~5)を添付して下さい。
	⑧-2 診断の根拠となる資料 <u>(罹患した疾病にかかわらず必要な資料)</u>	☐	エックス線画像、CT画像を添付して下さい。 また、石綿計測結果報告書や診療録の写し、その他検査結果報告書があれば添付して下さい(検査を行っていない場合は不要です。)。
	⑧-3 診断の根拠となる資料 <u>(中皮腫に罹患している場合に必要資料)</u>	☐	病理組織診断報告書、細胞診断報告書を添付して下さい。 ※どちらか1つの報告書は必ず添付して下さい。 また、可能な限り以下の標本も添付して下さい。 病理組織診断報告書の場合：H E 染色標本 細胞診断報告書の場合：パパニコロウ染色標本
	⑧-4 診断の根拠となる資料 <u>(石綿肺(※)及びびまん性胸膜肥厚に罹患している場合に必要資料)</u> ※じん肺管理区分が4又はこれに相当するものに限る	☐	呼吸機能検査結果報告書を添付して下さい。
	⑧-5 診断の根拠となる資料 <u>(良性石綿胸水に罹患している場合に必要資料)</u>	☐	胸水の検査結果(性状、浸出液か漏出液かの鑑別のための検査を含む生化学的検査、細胞診を含む細胞学的検査、細菌学的検査、C E A、C Y F R A、A D A、ヒアルロン酸値等)及び胸水貯留をきたす他の疾病の有無を示す医証(既往歴・現病歴、リウマチ因子等の検査結果等)を添付して下さい。

(次のページにお進み下さい)

(6) 企業等から損害賠償金や和解金などを受け取っている場合に必要資料【原則不要】			
	⑨企業等からの受領金額等のわかる資料	☐	企業等から損害賠償金や和解金などを受け取っている場合には、判決内容のわかる書類や和解に関する合意書などの写し及び受領年月日のわかる資料の写し等を添付して下さい。
(7) その他の必要資料			
	⑩振込を希望する金融口座の通帳又はキャッシュカードの写し	☐	【必須】 給付金の振り込み誤りを防ぐため、添付して下さい。 ※振込を希望する金融口座は請求者本人の口座をご指定下さい。
	⑪資料の日本語訳	☐	【原則不要】 日本語以外で作成された資料がある場合には、必ず添付して下さい。

※提出が不要となっている資料等についても場合によっては、追加で提出を求めることがありますのでご留意願います。

〈厚生労働省への伝達事項〉

提出が必要とされている書類について提出ができない特別な事情がある場合には、下の欄にその旨を記載して下さい。

--

(以上)

(受付番号：) ※記載不要

(追) - 様式1 - 1)

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等請求書③ (追加請求用)

厚生労働大臣 殿

下記のとおり、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律による追加給付金の支給を請求します。

年 月 日

請求者氏名

1. 請求者の情報

フリガナ			生年月日
請求者氏名			(明治・大正・昭和・平成・令和) 年 月 日生
フリガナ			
請求者 住所又は居所	〒 - 電話番号 ()		

※万一、請求者の方が本給付金等の支給の権利の認定・不認定の通知がなされるまでに死亡した場合には、本請求書による請求は無効となります。なお、当該場合には、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律第3条第2項及び第3項に基づき遺族の方（本請求の請求者を除く。）が御自身の名前で改めて請求を行っていただくことになります。

2. 被災者の情報

フリガナ			生年月日
被災者氏名			(明治・大正・昭和・平成) 年 月 日生
被災者がお亡くなりになっている場合	請求者の被災者との続柄	請求者より先順位の遺族の有無	
		☐ 無 ☐ 有（遺族氏名： ）	
労働者災害補償保険法による保険給付の支給決定状況 ※石綿による健康被害の救済に関する法律による 特別遺族給付金の支給決定状況を含む		☐ 支給決定あり ☐ 請求予定又は請求中	☐ 不支給決定あり ☐ 請求予定なし
(支給決定ありまたは不支給決定ありの場合)			
決定年月日 (支給・不支給)	年 月 日	決定した 労働基準監督署長	労働基準監督署長
石綿による健康被害の救済に関する法律による 救済給付の支給決定状況		☐ 支給決定あり ☐ 請求予定又は請求中	☐ 不支給決定あり ☐ 請求予定なし
(支給決定ありまたは不支給決定ありの場合)			
決定年月日 (支給・不支給)	年 月 日	認定を受けた 疾病	☐ 中皮腫 ☐ 肺がん ☐ 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 ☐ 著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺

(次のページにお進み下さい)

3. 請求に関する情報

（追）－様式1－2）

今回請求する区分 【 】		※以下の②～⑦から該当するものを記載							
①石綿肺管理2（相当を含む）でじん肺法所定の合併症なし ②石綿肺管理2（相当を含む）でじん肺法所定の合併症あり ③石綿肺管理3（相当を含む）でじん肺法所定の合併症なし ④石綿肺管理3（相当を含む）でじん肺法所定の合併症あり ⑤以下のいずれか（ <u>該当するものを選択</u> ） ☐ 中皮腫 ☐ 肺がん ☐ 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 ☐ 石綿肺管理4（相当を含む） ☐ 良性石綿胸水 ⑥以下のいずれかを原因として死亡（ <u>該当するものを選択</u> ） ☐ 石綿肺管理2（相当を含む）でじん肺法所定の合併症なし ☐ 石綿肺管理3（相当を含む）でじん肺法所定の合併症なし ⑦以下のいずれかを原因として死亡（ <u>該当するものを選択</u> ） ☐ 石綿肺管理2（相当を含む）でじん肺法所定の合併症あり ☐ 石綿肺管理3（相当を含む）でじん肺法所定の合併症あり ☐ 中皮腫 ☐ 肺がん ☐ 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 ☐ 石綿肺管理4（相当を含む） ☐ 良性石綿胸水									
前回の認定区分 【 】		※上記請求する区分の選択肢①～⑤から該当するものを記載							
前回認定日		年 月 日							
前回給付金額									円
(今回請求する区分が⑥または⑦の場合)									
死亡年月日		(昭和・平成・令和) 年 月 日						備考（請求期限）※記載不要	
(今回請求する区分が②～⑤の場合)									
請求する疾病にかかったと 医師に診断された日		(昭和・平成・令和) 年 月 日						備考（請求期限）※記載不要	
(全ての請求区分)									
じん肺管理区分決定の有無		☐ 有 ☐ 無	合併症の有無		☐ 有 (疾病名：) ☐ 無				
じん肺管理区分決定年月日 ※じん肺管理区分決定がない場合には、 請求する区分の管理区分に相当する旨の 医師の診断日		(昭和・平成・令和) 年 月 日						備考（請求期限）※記載不要	
(今回請求する区分が⑤又は⑦で肺がんを選択した場合)									
被災者の喫煙の習慣の有無		☐ 無 ☐ 有（喫煙1日平均 本、喫煙期間 年 月～ 年 月）							

（次のページにお進み下さい）

（注意）故意に虚偽の内容を記載する等の不正の手段により給付金の支給を受けた場合には、不正に受給した金額の返還を行う必要があります。また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。

4. 損害賠償金、和解金、補償金等の受取状況

（追）－様式1－3）

※名称の如何を問わず本請求と同一の原因に基づく損害賠償金や和解金、補償金等の請求や受領を行っている、又は、行ったことがある方は記入して下さい。

国に対する訴訟情報	提訴裁判所名		事件番号		原告番号	
企業等に対する請求情報	請求先の商号、名称又は氏名		請求額		円	
	※現時点で請求中又は訴訟係属中の損害賠償金や和解金、補償金等について記載して下さい。					
企業等からの受取情報 ※既に支払を受けた損害賠償金 や和解金、補償金について 記載して下さい。	支払者の商号、名称又は氏名		受領額		円	
	受領した者の氏名		被災者との続柄			
	受領日		年	月	日	
	(受領額の内訳※内訳がある場合記載して下さい。)					
	元本	円	遅延損害金	円	弁護士費用その他	円

5. 振込を希望する金融口座（※請求者本人名義の口座をご指定下さい。）

フリガナ																金融機関コード	
金融機関名	銀行 ・ 信用金庫 その他 ()																
フリガナ																支店コード	
支店名	本店 ・ 支店 支所 ・ 出張所																
口座番号																預金種目	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄
フリガナ																	
口座名義																	

※フリガナは、濁点・半濁点も1文字として記載して下さい。

6. 個人情報の取扱い

本請求書に記載された情報、請求者から提出された本請求に関する資料及び行政機関が保有する本請求に関する資料等の情報について、被災者の方が本請求の認定要件に合致するかなどを確認するために、医療機関、被災者の方がお勤めの企業（かつてお勤めであった企業を含みます。）などに、審査・認定に必要な限度で提供する場合があります。

☐ 上記について同意します。

☐ 上記について同意しません。

※同意いただけない場合には、認定要件に合致することが確認できないなどの影響が出る場合があります。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
			() -

(追) - 様式 2 - 1)

請求書添付書類等一覧表
(特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等 追加請求用)

特定石綿被害建設業務労働者等に対する追加給付金の請求に関して、下記の請求書及び添付書類を提出して下さい。

請求者情報	フリガナ		生年月日	
	氏名			
	住所			
	請求 年月日			

※ 各添付書類の左上に書類番号を記載して下さい（順不同）。

※ 添付している書類欄に☑するとともに、書類番号を記入して下さい。

書類番号	書類の種類	☑	備考
1. 基礎資料			
	①請求書	☐	【必須】 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等請求書③（追 - 様式 1）を記載し、提出して下さい。
	① - 2 委任状 又は成年後見人等であることを 証明する書類等	☐	【原則不要】 請求者本人以外の方が①の請求書を記載する場合は、委任状又は成年後見人等であることを証明する書類、及び代理人又は成年後見人等の本人確認資料を必ず添付して下さい。 ※社会保険労務士が作成・提出・事務代理を行う場合には不要です。
2. 添付資料			
(0) 労災支給決定等情報提供サービス【原則不要】			
	☆通知書のコピー （「労災支給決定等情報」のコピー）	☐	前回の給付金等の認定後に労災支給決定等情報提供サービスを受けている場合には、同サービスにより提供を受けた「労災支給決定等情報」の写しを添付して下さい。
(1) 請求者のご本人確認に必要な書類【原則必要】			
※請求者が労災支給決定等情報提供サービスの申請者または給付金請求（前回の追加給付金を含む）時の請求者と同一、かつ、申請・請求時と同一住所の場合には不要です。			
	②住民票の写し等 （請求者の氏名・生年月日・住所を 確認できる書類）	☐	原則、住民票の写しを添付して下さい。 ※1 婚姻や国籍変更などで提出書類に複数の氏名表記がある場合には住民票の写しに併せて戸籍抄本または戸籍記載事項証明書のいずれかを添付して下さい。 ※2 請求者の方が外国人の場合で住民票の写しが用意できない場合には、旅券、その他の身分を証明する書類の写しを添付して下さい。

(次のページにお進み下さい)

(2) 請求者が被災者の遺族である場合（被災者の方がお亡くなりになっている場合）に必要な書類【原則必要】 <u>※③及び⑤については労災支給決定等情報提供サービスの申請時に提出されている戸籍謄本等で請求者が給付金等を受け取ることができる遺族のうち最先順位者であることが確認できる場合には不要です。</u>			
	③戸籍謄本等	☐	請求者と被災者との身分関係や請求者以外に給付金を受け取ることができる遺族の有無を確認するため、戸籍謄本等の資料を添付して下さい。
	④死亡届の記載事項証明書 (死亡の事実や死亡の原因が確認できる書類)	☐	死亡診断書または死体検案書もしくは検視調書記載事項についての市町村長の証明書等を添付して下さい。
	⑤事実婚の場合はそれを証明する書類	☐	住民票（続柄に「妻（未婚）」等と表示されているもの）の写し、民生委員発行の事実婚証明書などの事実上婚姻関係と同様の事情にあることが確認できる資料を添付して下さい。
(3) 被災者の方に労災保険給付・石綿救済法の特別遺族給付金の支給・不支給決定、 石綿救済法の救済給付の認定・不認定又はじん肺管理区分決定がある場合に必要書類【原則不要】			
	⑥支給決定等を受けた事実がわかる資料	☐	各制度の支給決定や認定等がある場合には労災保険給付・石綿救済法の特別遺族給付金の支給・不支給決定に係る「支給決定通知書」や石綿救済法の救済給付に関する「認定等の結果通知」、じん肺法に基づく「じん肺管理区分決定通知書」などの写しを添付して下さい。 ※前回の認定時に提出されている資料については不要です。
(4) 請求する区分の石綿関連疾病に罹患していることを証明する資料【原則必要】 <u>※請求する区分の疾病が労災保険給付・石綿救済法の特別遺族給付金の支給決定または石綿救済法の救済給付の認定を受けている石綿関連疾病と同様の場合には不要です。</u>			
	⑦石綿関連疾病への罹患がわかる資料	☐	診断（意見）書（疾病により共 - 様式 1 ～ 5）を添付して下さい。
	⑦-2 診断の根拠となる資料 <u>(罹患した疾病にかかわらず必要な資料)</u>	☐	エックス線画像、CT画像を添付して下さい。 また、石綿計測結果報告書や診療録の写し、その他検査結果報告書があれば添付して下さい（検査を行っていない場合は不要です。）。
	⑦-3 診断の根拠となる資料 <u>(中皮腫に罹患している場合に必要資料)</u>	☐	病理組織診断報告書、細胞診断報告書を添付して下さい。 ※どちらか1つの報告書は必ず提出して下さい。 また、可能な限り以下の標本も提出して下さい。 病理組織診断報告書の場合：H E 染色標本 細胞診断報告書の場合：パパニコロウ染色標本
	⑦-4 診断の根拠となる資料 <u>(石綿肺（※）及びびまん性胸膜肥厚に罹患している場合に必要資料)</u> ※じん肺管理区分が4又はこれに相当するものに限る	☐	呼吸機能検査結果報告書を添付して下さい。
	⑦-5 診断の根拠となる資料 <u>(良性石綿胸水に罹患している場合に必要資料)</u>	☐	胸水の検査結果（性状、浸出液か漏出液かの鑑別のための検査を含む生化学的検査、細胞診を含む細胞学的検査、細菌学的検査、CEA、CYFRA、ADA、ヒアルロン酸値等）及び胸水貯留をきたす他の疾病の有無を示す医証（既往歴・現病歴、リウマチ因子等の検査結果等）を添付して下さい。

(次のページにお進み下さい)

(5) 追加給付金請求の場合に必要な書類 【必須】			
	⑧前回の給付金の認定内容等がわかる資料	☐	前回認定時の認定決定通知書の写しを添付して下さい。
(6) 企業等から損害賠償金や和解金などを受け取っている場合に必要資料 【原則不要】			
	⑨企業等からの受領金額等のわかる資料	☐	企業等から損害賠償金や和解金などを受け取っている場合には、判決内容のわかる書類や和解に関する合意書などの写し及び受領年月日のわかる資料の写し等を添付して下さい。 ※前回の認定時に提出されている資料については不要です。
(7) その他の必要な資料			
	⑩振込を希望する金融口座の通帳又はキャッシュカードの写し	☐	【必須】 給付金の振り込み誤りを防ぐため、添付して下さい。 ※振込を希望する金融口座は請求者本人の口座をご指定下さい。
	⑪資料の日本語訳	☐	【原則不要】 日本語以外で作成された資料がある場合には、必ず添付して下さい。

※提出が不要となっている資料等についても場合によっては、追加で提出を求めることがありますのでご留意願います。

〈厚生労働省への伝達事項〉

提出が必要とされている書類について提出ができない特別な事情がある場合には、下の欄にその旨を記載して下さい。

--

(以上)

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等請求書②（情報提供サービス利用者用）

労災支給決定等情報提供サービス交付番号	
---------------------	--

厚生労働大臣 殿

下記のとおり、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律による給付金の支給を請求します。

年 月 日 請求者氏名

1. 請求者の情報

フリガナ			生年月日
請求者氏名			(明治・大正・昭和・平成・令和) 年 月 日生
フリガナ			
請求者住所又は居所	〒 - 電話番号 ()		

※万一、請求者の方が本給付金等の支給の権利の認定・不認定の通知がなされるまでに死亡した場合には、本請求書による請求は無効となります。なお、当該場合には、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律第3条第2項及び第3項に基づき遺族の方（本請求の請求者を除く。）が御自身の名前で改めて請求を行っていただくことになります。

2. 被災者の情報

フリガナ			生年月日
被災者氏名			(明治・大正・昭和・平成) 年 月 日生
被災者がお亡くなりになっている場合	請求者の被災者との続柄	請求者より先順位の遺族の有無	
		☐ 無 ☐ 有（遺族氏名： ）	
労働者災害補償保険法による保険給付の支給決定状況 ※石綿による健康被害の救済に関する法律による 特別遺族給付金の支給決定状況を含む		☐ 支給決定あり ☐ 不支給決定あり ☐ 請求予定又は請求中 ☐ 請求予定なし	
(支給決定ありまたは不支給決定ありの場合)			
決定年月日 (支給・不支給)	年 月 日	決定した 労働基準監督署長	労働基準監督署長
石綿による健康被害の救済に関する法律による 救済給付の支給決定状況		☐ 支給決定あり ☐ 不支給決定あり ☐ 請求予定又は請求中 ☐ 請求予定なし	
(支給決定ありまたは不支給決定ありの場合)			
決定年月日 (支給・不支給)	年 月 日	認定を受けた 疾病	☐ 中皮腫 ☐ 肺がん ☐ 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 ☐ 著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺

3. 請求に関する情報

（特）－様式 1－2）

請求する区分 【 】		※以下の①～⑦から該当するものを記載	
①石綿肺管理 2（相当を含む）でじん肺法所定の合併症なし ②石綿肺管理 2（相当を含む）でじん肺法所定の合併症あり ③石綿肺管理 3（相当を含む）でじん肺法所定の合併症なし ④石綿肺管理 3（相当を含む）でじん肺法所定の合併症あり ⑤以下のいずれか（該当するものを選択） ☐中皮腫 ☐肺がん ☐著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 ☐石綿肺管理 4（相当を含む） ☐良性石綿胸水 ⑥以下のいずれかを原因として死亡（該当するものを選択） ☐石綿肺管理 2（相当を含む）でじん肺法所定の合併症なし ☐石綿肺管理 3（相当を含む）でじん肺法所定の合併症なし ⑦以下のいずれかを原因として死亡（該当するものを選択） ☐石綿肺管理 2（相当を含む）でじん肺法所定の合併症あり ☐石綿肺管理 3（相当を含む）でじん肺法所定の合併症あり ☐中皮腫 ☐肺がん ☐著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 ☐石綿肺管理 4（相当を含む） ☐良性石綿胸水			
（請求する区分が⑥または⑦の場合）			
死亡年月日		（昭和・平成・令和） 年 月 日	備考（請求期限）※記載不要
（請求する区分が①～⑤の場合）			
請求する疾病にかかったと 医師に診断された日		（昭和・平成・令和） 年 月 日	備考（請求期限）※記載不要
（全ての請求区分）			
じん肺管理区分決定の有無	☐ 有 ☐ 無	合併症の有無	☐ 有 （疾病名： ） ☐ 無
じん肺管理区分決定年月日 ※じん肺管理区分決定がない場合には、 請求する区分の管理区分に相当する旨の 医師の診断日	（昭和・平成・令和） 年 月 日		備考（請求期限）※記載不要
（請求する区分が⑤又は⑦で肺がんを選択した場合）			
被災者の喫煙の習慣の有無	☐ 無 ☐ 有（喫煙 1 日平均 本、喫煙期間 年 月～ 年 月）		

（次のページにお進み下さい）

（注意）故意に虚偽の内容を記載する等の不正の手段により給付金の支給を受けた場合には、不正に受給した金額の返還を行う必要があります。また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。

4. 損害賠償金、和解金、補償金等の受取状況

（特）－様式1－3）

※名称の如何を問わず本請求と同一の原因に基づく損害賠償金や和解金、補償金等の請求や受領を行っている、又は、行ったことがある方は記入して下さい。

国に対する訴訟情報	提訴裁判所名		事件番号		原告番号	
企業等に対する請求情報	請求先の商号、名称又は氏名		請求額		円	
	※現時点で請求中又は訴訟係属中の損害賠償金や和解金、補償金等について記載して下さい。					
企業等からの受取情報 ※既に支払を受けた損害賠償金 や和解金、補償金について 記載して下さい。	支払者の商号、名称又は氏名		受領額		円	
	受領した者の氏名		被災者との続柄			
	受領日		年	月	日	
	(受領額の内訳※内訳がある場合記載して下さい。)					
	元本	円	遅延損害金	円	弁護士費用その他	円

5. 振込を希望する金融口座（※請求者本人名義の口座をご指定下さい。）

フリガナ																金融機関コード	
金融機関名	銀行 ・ 信用金庫 その他（ ）																
フリガナ																支店コード	
支店名	本店 ・ 支店 支所 ・ 出張所																
口座番号																預金種目	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄
フリガナ																	
口座名義																	

※フリガナは、濁点・半濁点も1文字として記載して下さい。

6. 個人情報の取扱い

本請求書に記載された情報、請求者から提出された本請求に関する資料及び行政機関が保有する本請求に関する資料等の情報について、被災者の方が本請求の認定要件に合致するかなどを確認するために、医療機関、被災者の方がお勤めの企業（かつてお勤めであった企業を含みます。）などに、審査・認定に必要な限度で提供する場合があります。

☐ 上記について同意します。

☐ 上記について同意しません。

※同意いただけない場合には、認定要件に合致することが確認できないなどの影響が出る場合があります。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
			() -

(特) - 様式 2 - 1)

請求書添付書類等一覧表
(特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等 情報提供サービス利用者用)

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金の請求に関して、下記の請求書及び添付書類を提出して下さい。

請求者情報	フリガナ		生年月日	
	氏名			
	住所			
	請求 年月日			

※ 各添付書類の左上に書類番号を記載して下さい（順不同）。

※ 添付している書類欄に☑するとともに、書類番号を記入して下さい。

書類番号	書類の種類	☑	備考
1. 基礎資料			
	①請求書	☐	【必須】 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等請求書②（特-様式1）を記載し、提出して下さい。
	①-2 委任状 又は成年後見人等であることを 証明する書類等	☐	【原則不要】 請求者本人以外の方が①の請求書を記載する場合であって、以下のいずれかに該当するときには委任状又は成年後見人等であることを証明する書類、及び代理人又は成年後見人等の本人確認資料を必ず添付して下さい。 ・請求者が労災支給決定等情報提供サービスの申請者と同一でない、又は、申請時と同一住所でない ・請求者が任意代理人であって給付金の請求の委任まで確認できない ※社会保険労務士が作成・提出・事務代理を行う場合には不要です。
2. 添付資料			
(0) 労災支給決定等情報提供サービス【必須】			
	☆通知書のコピー （「労災支給決定等情報」のコピー）	☐	労災支給決定等情報提供サービスにより提供を受けた「労災支給決定等情報」の写しを添付して下さい。
(1) 請求者のご本人確認に必要な書類【原則不要】			
	②住民票の写し等 （請求者の氏名・生年月日・住所を 確認できる書類）	☐	請求者が労災支給決定等情報提供サービスの申請者と同一でない、又は、申請時と同一住所でない場合には、原則、住民票の写しを添付して下さい。 ※1 婚姻や国籍変更などで提出書類に複数の氏名表記がある場合には住民票の写しに併せて戸籍抄本または戸籍記載事項証明書のいずれかを添付して下さい。 ※2 請求者の方が外国人の場合で住民票の写しが用意できない場合には、旅券、その他の身分を証明する書類の写しを添付して下さい。

(次のページにお進み下さい)

(2) 請求者が被災者の遺族である場合（被災者の方がお亡くなりになっている場合）に必要な書類			
	③戸籍謄本等	☐	【原則不要】 労災支給決定等情報提供サービスの申請時に提出されている戸籍謄本等で請求者が給付金等を受け取ることができる遺族のうち最先順位者であることが確認できない場合には請求者と被災者との身分関係や請求者以外に給付金を受け取ることができる遺族の有無が確認できる戸籍謄本等の資料を添付して下さい。
	④死亡届の記載事項証明書 (死亡の事実や死亡の原因が 確認できる書類)	☐	【必須】 死亡診断書または死体検案書もしくは検視調書記載事項についての市町村長の証明書等を添付して下さい。
	⑤事実婚の場合はそれを証明する書類	☐	【原則不要】 労災支給決定等情報提供サービスの申請時に提出されている戸籍謄本等で請求者が被災者の事実上の配偶者であることが確認できない場合には住民票（続柄に「妻（未婚）」等と表示されているもの）の写し、民生委員発行の事実婚証明書などの事実上婚姻関係と同様の事情にあることが確認できる資料を添付して下さい。
(3) 被災者の方に労災保険給付・石綿救済法の特別遺族給付金の支給・不支給決定、 石綿救済法の救済給付の認定・不認定又はじん肺管理区分決定がある場合に必要な書類 【原則不要】			
	⑥支給決定等を受けた事実がわかる資料	☐	請求する区分の疾病が労災支給決定等情報提供サービスにより提供を受けた内容と異なる請求をする場合には、労災保険給付・石綿救済法の特別遺族給付金の支給・不支給決定に係る「支給決定通知書」や石綿救済法の救済給付に関する「認定等の結果通知」、じん肺法に基づく「じん肺管理区分決定通知書」などの写しを添付して下さい。
(4) 被災者の方の就業歴及び石綿ばく露作業への従事を証明する資料 【原則不要】			
	⑦被災者の方の就業歴 ・ 石綿ばく露作業歴のわかる資料	☐	労災支給決定等情報提供サービスにより提供を受けた情報を修正する場合には、「労災支給決定等情報」を朱書きで修正した上、当該修正内容を証明できる資料を添付して下さい。 また、労災支給決定等情報提供サービスにより提供を受けた情報には記載のない就業歴等を追加する必要がある場合には、当該就業歴等について、就業歴等申告書（通－様式3及び続紙）及び別紙（通－様式3別紙）を記載し、添付して下さい。さらに、被保険者記録照会回答票（年金の加入履歴）などの就業歴や作業歴が確認できる資料を添付して下さい。当該追記する必要がある就業歴等に中小事業主等・一人親方等の期間を有する場合には、当該事実が確認できる資料（特別加入承認通知書、労働者名簿等）があれば添付して下さい。

(次のページにお進み下さい)

(5) 請求する区分の石綿関連疾病に罹患していることを証明する資料【原則不要】			
	⑧石綿関連疾病への罹患がわかる資料	☐	請求する区分の疾病が労災支給決定等情報提供サービスにより提供を受けた内容と異なる請求の場合には診断（意見）書（疾病により共 - 様式 1 ～ 5）を添付して下さい。
	⑧ - 2 診断の根拠となる資料 (罹患した疾病にかかわらず必要な資料)	☐	請求する区分の疾病が労災支給決定等情報提供サービスにより提供を受けた内容と異なる請求の場合にはエックス線画像、CT 画像を添付して下さい。 また、石綿計測結果報告書や診療録の写し、その他検査結果報告書があれば添付して下さい（検査を行っていない場合は不要です。）。
	⑧ - 3 診断の根拠となる資料 (中皮腫に罹患している場合に必要な資料)	☐	請求する区分の疾病が労災支給決定等情報提供サービスにより提供を受けた内容と異なる請求の場合には病理組織診断報告書、細胞診断報告書を添付して下さい。 ※どちらか 1 つの報告書は必ず添付して下さい。 また、可能な限り以下の標本も添付して下さい。 病理組織診断報告書の場合：H E 染色標本 細胞診断報告書の場合：パパニコロウ染色標本
	⑧ - 4 診断の根拠となる資料 (石綿肺（※）及びびまん性胸膜肥厚に罹患している場合に必要な資料) ※じん肺管理区分が 4 又はこれに相当するものに限る	☐	請求する区分の疾病が労災支給決定等情報提供サービスにより提供を受けた内容と異なる請求の場合には呼吸機能検査結果報告書を添付して下さい。
	⑧ - 5 診断の根拠となる資料 (良性石綿胸水に罹患している場合に必要な資料)	☐	請求する区分の疾病が労災支給決定等情報提供サービスにより提供を受けた内容と異なる請求の場合には、胸水の検査結果（性状、浸出液か漏出液かの鑑別のための検査を含む生化学的検査、細胞診を含む細胞学的検査、細菌学的検査、C E A、C Y F R A、A D A、ヒアルロン酸値等）及び胸水貯留をきたす他の疾病の有無を示す医証（既往歴・現病歴、リウマチ因子等の検査結果等）を添付して下さい。
(6) 企業等から損害賠償金や和解金などを受け取っている場合に必要な資料【原則不要】			
	⑨企業等からの受領金額等のわかる資料	☐	企業等から損害賠償金や和解金などを受け取っている場合には、判決内容のわかる書類や和解に関する合意書などの写し及び受領年月日のわかる資料の写し等を添付して下さい。
(7) その他の必要な資料			
	⑩振込を希望する金融口座の通帳又はキャッシュカードの写し	☐	【必須】 給付金の振り込み誤りを防ぐため、添付して下さい。 ※振込を希望する金融口座は原則、請求者本人の口座をご指定下さい。
	⑪資料の日本語訳	☐	【原則不要】 日本語以外で作成された資料がある場合には、添付して下さい。

※提出が不要となっている資料等についても場合によっては、追加で提出を求めることがありますので留意願います。

〈厚生労働省への伝達事項〉

提出が必要とされている書類について提出ができない特別な事情がある場合には、下の欄にその旨を記載して下さい。

--

(以上)

年 月 日

(氏 名) 殿

建設アスベスト給付金担当

請求書等の不備・不足に係る返戻について

さきに貴殿から提出された別紙の請求書等は、下記の点が不備・不足のため決定できませんので、
是正の上、 月 日までに折り返し再提出して下さい。

記

※この書面は必ずつけたまま再提出して下さい。

【提出・問い合わせ先】

厚生労働省労働基準局労災管理課 建設アスベスト給付金担当

〒●●●-●●●● ●●●●●●●●●●●●

担当者 ●● (TEL ●●-●●●●-●●●●)

年 月 日

(氏 名) 殿

建設アスベスト給付金担当

請求書等の補正について（督促）

月 日付け「請求書の不備・不足に係る返戻について」で通知した請求書等の下記の不備・不足の是正及び再提出が確認できないため、給付金等に係る審査が行えませんので、年 月 日までに折り返し再提出して下さい。

記

※この書面は必ずつけたまま再提出して下さい。

【提出・問い合わせ先】

厚生労働省労働基準局労災管理課 建設アスベスト給付金担当

〒●●●●-●●●● ●●●●●●●●●●●●●●●●

担当者 ●●（TEL ●●-●●●●●-●●●●●）

報告命令書

年 月 日

(氏 名) 殿

厚生労働大臣

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の認定に関し、必要がありますので、下記により報告を行うよう特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律第6条第1項の規定に基づき通知します。

記

1 報告を命ずる事項・内容

2 報告期限

年 月 日

3 報告の提出先

$\overline{\Gamma} \bullet \bullet \bullet - \bullet \bullet \bullet$

● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

厚生労働省労働基準局労災管理課建設アスベスト給付金担当 担当：●●

連絡先 ●●-●●●●-●●●●

4 その他

報告は、文書によって行って下さい。報告できない事情がある場合には上記3 報告の提出先にご相談下さい。

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることはできません。

この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、処分のあった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）。

ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

文書その他物件の提出命令書

年 月 日

(氏 名) 殿

厚生労働大臣

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の認定に関し、必要がありますので、下記により文書その他物件の提出を行うよう特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律第6条第1項の規定に基づき通知します。

記

- 1 提出を命ずる物件の名称及び数量

- ## 2 提出を命ずる物件の提出期限

年 月 日

- ### 3 提出を命ずる物件の提出先

Page 1 of 1

● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

厚生労働省労働基準局労災管理課建設アスベスト給付金担当 担当：●●

連絡先 ●●-●●●●-●●●●

- #### 4 その他

提出できない事情がある場合には、上記3 提出を命ずる物件の提出先にご相談ください。

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることはできません。

この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、処分のあった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）。

ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

出頭命令書

年 月 日

(氏 名) 殿

厚生労働大臣

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の認定に関し、必要がありますので、下記により出頭するよう特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律第6条第1項の規定に基づき通知します。

記

- ## 1 出頭を命ずる理由

- 2 日時

年 月 日 () 時

- ### 3 場所、担当者

Page 1 of 1

●●●●●●●●●●●●●●●●

厚生労働省労働基準局労災管理課建設アスベスト給付金担当

担当：●●（連絡先 ●●－●●●●－●●●●）

- #### 4 聴取する事項

- ## 5 持参するもの

本状

- 6 その他

やむを得ない事情で当日出頭できない場合には、あらかじめ担当者に連絡して下さい。

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることはできません。

この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、処分のあった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）。

ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

受 診 命 令 書

年 月 日

(氏 名) 殿

厚生労働大臣

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の認定に関し、必要がありますので、下記により医師の診断をうけるよう特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律第6条第1項の規定に基づき通知します。

記

1 診断を受ける医療機関の

名 称

所在地

医師名

2 診療項目

3 受診日 年 月 日より 年 月 日までの間

4 診断費用 請求者の自己負担

5 その他

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることはできません。

この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、処分のあった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（この場合においても判決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）。ただし、判決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

また、受診に際しては、本書を受診先の窓口に提示して下さい。

報 告 督 促 書

年 月 日

(氏 名) 殿

厚生労働大臣

貴殿に対し、 年 月 日付け「報告命令書」で命じた下記の報告が未だ行われていない状況にありますので、 年 月 日までに報告を行って下さい。

なお、上記期限までに報告しないときは、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律第6条第3項の規定により、貴殿の請求を却下することがあるので、ご承知おきください。

記

- ## 1 報告を命じた事項・内容

- ## 2 報告の提出先

三〇〇〇—〇〇〇〇

● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

厚生労働省労働基準局労災管理課建設アスベスト給付金担当 担当：●●

連絡先 ●●-●●●●-●●●●

- ### 3 その他

報告は、文書によって行って下さい。報告できない事情がある場合には上記2 報告の提出先にご相談ください。

文書その他物件の提出督促書

年 月 日

(氏 名) 殿

厚生労働大臣

貴殿に対し、 年 月 日付け「文書その他物件の提出命令書」で命じた下記の文書
その他物件の提出が未だ行われていない状況にありますので、 年 月 日までに提出
して下さい。

なお、上記期限までに提出しないときは、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律第6条第3項の規定により、貴殿の請求を却下することがあるので、ご承知おきください。

記

- 1 提出を命じた物件の名称及び数量

- ## 2 提出を命じた物件の提出先

三三三 - 三三三

●●●●●●●●●●●●●●●●

厚生労働省労働基準局労災管理課建設アスベスト給付金担当 担当：●●

連絡先 ●●-●●●●-●●●●

出頭命令書(再通知)

年 月 日

(氏 名) 殿

厚生労働大臣

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の認定に関し、必要がありますので、下記により出頭するよう特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律第6条第1項の規定に基づき通知します。

なお、下記日時に出席しないときは、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律第6条第3項の規定により、貴殿の請求を却下することがあるので、ご承知おきください。

記

- ## 1 出頭を命ずる理由

- 2 日時

年 月 日 () 時

- ### 3 場所、担当者

三三三 - 三三三

● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

厚生労働省労働基準局労災管理課建設アスベスト給付金担当

担当：●●（連絡先 ●●-●●●●-●●●●）

- #### 4 聴取する事項

- ## 5 持参するもの

本状

- ## 6 その他

やむを得ない事情で当日出頭できない場合には、あらかじめ担当者に連絡して下さい。

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることはできません。

この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、処分のあった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）。

ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

受 診 督 促 書

年 月 日

(氏 名) 殿

厚生労働大臣

貴殿に対し、 年 月 日付け「受診命令書」で命じた受診が未だ行われていない状況にありますので、あらためて下記により医師の診断を受けるよう特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律第6条第1項の規定に基づき通知します。

なお、下記受診日の期間内に受診しないときは、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律第6条第3項の規定により、貴殿の請求を却下することがあるので、ご承知おきください。

記

1 診断を受ける医療機関の

名 称

所在地

医師名

2 診療項目

3 受診日 年 月 日より 年 月 日までの間

4 診断費用 請求者の自己負担

5 その他

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることはできません。

この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、処分のあった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（この場合においても判決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）。ただし、判決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

また、受診に際しては、本書を受診先の窓口に提示して下さい。

却 下 通 知 書

年 月 日

(氏 名) 殿

厚生労働大臣

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（以下「法」という。）に基づいて、あなたが請求された給付金等の請求については法第6条第3項の規定によりこれを却下する旨通知します。

請 求 者 氏 名	
被 災 者 氏 名	
却下の理由	

(備考)

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることはできません。

この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、処分のあった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

認 定 決 定 通 知 書

年 月 日

(氏 名) 殿

厚生労働大臣

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（以下「法」という。）に基づいて、あなたが請求された給付金等の支給の権利の認定を下記のとおり決定したので通知します。

給付金等の支給については、法第18条に基づき厚生労働省が給付金の支払に関する事務を委託している独立行政法人労働者健康安全機構から、この認定の決定があった日の翌月月末を目途に、請求の際に指定していただいた口座にお振り込みします。

記

請 求 者 氏 名	
被 災 者 氏 名	
認 定 区 分 (※ 1)	
給付金等の 減額 (※1) の有無	従事期間 喫煙歴
給付金額	※2
附款 (※1)	給付金等の振込時において請求者が存命であることを認定決定の条件とする。

※1 認定区分、給付金等の減額及び附款については、裏面を参照のこと。

※2 金額については法第12条第●項に基づき算定した金額となっています。

(備考)

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることはできません。

この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、処分のあった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

認定区分について

認定区分については、法第4条第1項各号に規定された特定石綿被害建設業務労働者等の区分に応じたものとなっており、具体的には以下の表1のとおりです。

(表1)

認定区分	特定石綿被害建設業務労働者等の区分	給付金額
I	石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のない者	550万円
II	石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のある者	700万円
III	石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のない者	800万円
IV	石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のある者	950万円
V	中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、石綿肺管理4、良性石綿胸水のある者	1,150万円
VI	上記I及びIIIにより死亡した者	1,200万円
VII	上記II、IV及びVにより死亡した者	1,300万円

給付金等の減額について

- 1 法第4条第2項（追加給付金の場合には法第10条）において、石綿関連疾病に
応じて特定石綿ばく露建設業務に従事した期間が一定の期間を下回る者については
給付金等の額に100分の90を乗じた額とすることが定められています。石綿関連疾
病ごとの特定石綿ばく露建設業務に従事した期間の基準は以下の表2のとおりで
す。

(表2)

石綿関連疾病の種類	期間
肺がん又は石綿肺	10年
著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚	3年
中皮腫又は良性石綿胸水	1年

- 2 法第4条第3項（追加給付金の場合には法第10条）において、喫煙の習慣を有
した者（肺がんにかかった者に限る。）については、給付金等の額に100分の90を
乗じた額とすることが定められています。
- 3 上記1、2の両方に該当する場合には、上記1により給付金等額に100分の90を
乗じた額に、さらに100分の90を乗じることと定められています。

附款について

附款とは主たる意思表示に付される従たる意思表示のことです。本給付金等の認定に
おいては、全ての認定決定が行われた請求者の方に「給付金等の振込時において請求者
が存命であることを認定決定の条件とする。」旨の附款を付しています。これは万一給
付金等の振込時に請求者がお亡くなりになってしまった場合に本請求に係る取扱を明確
にするために付しているものです。

なお、このような場合には、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給
に関する法律第3条第2項及び第3項に基づき遺族の方（本請求の請求者を除く。）が
御自身の名前で改めて請求を行っていただくことができます。

不 認 定 決 定 通 知 書

年 月 日

(氏 名) 殿

厚生労働大臣

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（以下「法」という。）に基づいて、あなたが請求された給付金等の支給の権利を認定しないことと決定したので通知します。

請 求 者 氏 名	
被 災 者 氏 名	
不認定の理由	

(備考)

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることはできません。

この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、処分のあった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。